

第 1 回 苫小牧市選挙管理委員会議案

日時 令和 3 年 1 月 1 3 日（水）午前 9 時

場所 苫小牧市選挙管理委員会委員室

1 会議録署名委員の指名について

2 議案

議案第 1 号 選挙人名簿の登録抹消について

議案第 2 号 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

議案第 3 号 苫小牧市選挙事務取扱規程の一部改正について

議案第 4 号 苫小牧市記号式投票実施条例施行規程の一部改正について

3 その他

2 議案

議案第1号

選挙人名簿の登録抹消について

- 1 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和2年12月31日以前に死亡したので、公職選挙法第28条第1号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市 [redacted]
[redacted] 外 212人

- 2 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和2年8月31日以前に転出し、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したので、公職選挙法第28条第2号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市 [redacted]
[redacted] 外 250人

- 3 選挙人名簿に登録されている次の者は、登録されるべきでなかったため、公職選挙法第28条第3号の規定により、その登録を抹消する。

該 当 者 無 し

令和3年1月13日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松靖孝

別冊「選挙人名簿登録抹消者名簿」のとおり

令和3年1月4日(死亡者及び市内転居に関しては令和3年1月3日)現在 選挙人名簿登録抹消者数調 (投票区別)

投票区	投票所名	第1号死亡者			第2号転出者			第3号誤載者			当月抹消者の計			市内転居			選挙人名簿登録者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	市立苫小牧東中学校	1	2	3	8	5	13				9	7	16	-9	-14	-23	1,540	1,772	3,312
2	市立若草小学校	3	3	6	2	4	6				5	7	12	0	6	6	868	1,040	1,908
3	新中野総合福祉会館	3	4	7	4	5	9				7	9	16	1	-4	-3	2,149	1,970	4,119
4	文化交流センター	2	2	4	3	5	8				5	7	12	-7	-7	-14	1,547	1,597	3,144
5	市立苫小牧西小学校	7	5	12	4	3	7				11	8	19	-7	-6	-13	1,657	2,015	3,672
6	市立大成小学校	3	1	4	1	0	1				4	1	5	1	2	3	1,108	1,369	2,477
7	西町総合福祉会館	6	3	9	0	1	1				6	4	10	6	9	15	1,215	1,793	3,008
8	市立北光小学校	2	6	8	2	1	3				4	7	11	1	2	3	1,664	1,984	3,648
9	市立啓北中学校	1	3	4	3	2	5				4	5	9	1	0	1	1,743	2,003	3,746
10	見山町総合福祉会館	1	3	4	1	1	2				2	4	6	5	6	11	1,002	1,227	2,229
11	第八区総合福祉センター	5	4	9	5	7	12				10	11	21	-7	-7	-14	1,696	1,697	3,393
12	市立清水小学校	4	0	4	2	1	3				6	1	7	1	-6	-5	978	1,010	1,988
13	市立和光中学校	1	3	4	4	2	6				5	5	10	4	7	11	1,842	1,794	3,636
14	市立緑小学校	1	1	2	1	4	5				2	5	7	-7	-8	-15	2,557	2,788	5,345
15	住吉コミュニティセンター	0	2	2	2	1	3				2	3	5	-6	-3	-9	1,210	1,532	2,742
16	市立美園小学校	3	2	5	5	0	5				8	2	10	-1	4	3	2,023	1,857	3,880
17	新明町総合福祉会館	1	0	1	1	1	2				2	1	3	3	2	5	977	895	1,872
18	苫小牧地域職業訓練センター	1	1	2	10	4	14				11	5	16	-10	-9	-19	2,499	2,352	4,851
19	市立明野小学校	1	1	2	4	3	7				5	4	9	7	1	8	1,926	2,044	3,970
20	市立光洋中学校	4	2	6	0	0	0				4	2	6	0	2	2	845	875	1,720
21	市立糸井小学校	5	1	6	4	4	8				9	5	14	-3	-3	-6	2,089	2,079	4,168
22	市立北星小学校	6	0	6	7	3	10				13	3	16	6	8	14	1,474	1,639	3,113
23	市立豊川小学校	1	0	1	1	1	2				2	1	3	1	-3	-2	1,066	1,241	2,307
24	市立啓北中学校山なみ分校	7	2	9	0	2	2				7	4	11	-1	1	0	1,918	2,052	3,970
25	しらかば総合福祉会館	3	4	7	3	2	5				6	6	12	0	-5	-5	1,696	2,062	3,758
26	市立日新小学校	5	5	10	3	2	5				8	7	15	-12	-5	-17	2,332	2,617	4,949
27	柏木町町内会館	2	1	3	5	2	7				7	3	10	-1	0	-1	2,443	2,785	5,228
28	市立泉野小学校	4	1	5	1	1	2				5	2	7	2	-1	1	1,760	1,976	3,736
29	市立澄川小学校	8	3	11	3	6	9				11	9	20	3	1	4	2,714	3,083	5,797
30	ときわ町総合福祉会館	2	1	3	0	2	2				2	3	5	4	2	6	1,603	1,800	3,403
31	市立錦岡小学校	2	2	4	5	7	12				7	9	16	5	5	10	1,755	1,838	3,593
32	のぞみコミュニティセンター	4	7	11	3	2	5				7	9	16	6	3	9	2,387	2,484	4,871
33	スプリングタウン総合福祉会館	5	7	12	1	1	2				6	8	14	-4	-2	-6	1,453	1,740	3,193
34	樽前交流センター	0	4	4	1	1	2				1	5	6	0	0	0	242	297	539
35	沼ノ端コミュニティセンター	1	2	3	2	4	6				3	6	9	9	5	14	1,720	1,546	3,266
36	市立沼ノ端中学校	2	4	6	5	2	7				7	6	13	6	4	10	1,815	1,814	3,629
37	市立拓勇小学校	0	2	2	14	12	26				14	14	28	-2	-1	-3	5,096	4,616	9,712
38	市立ウトナイ小学校	3	2	5	9	11	20				12	13	25	6	8	14	3,612	3,548	7,160
39	勇弘公民館	3	1	4	2	2	4				5	3	8	-1	1	0	763	800	1,563
40	植苗ファミリーセンター	2	1	3	2	1	3				4	2	6	0	5	5	613	638	1,251
合	計	115	98	213	133	118	251	0	0	0	248	216	464	0	0	0	69,597	74,269	143,866
																	前回12月1日現在選挙人名簿登録者数		
																	69,845	74,485	144,330

議案第 2 号

選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

苫小牧市選挙事務取扱規程第 11 条第 5 項の規定により、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間における選挙人名簿抄本の閲覧状況について、次のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 13 日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小 松 靖 孝

選挙人名簿抄本の閲覧状況 別紙のとおり

(別紙)

令和2年 選挙人名簿抄本の閲覧状況

	閲覧年月日	閲覧申出者の氏名 (国等の機関はその名称、法人はその 名称及び代表者又は管理人の氏名)	主たる事務所の 所在地	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
1	令和2年 1月30日	一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (委託者) 総務省統計局統計調査部 消費統計課長 小松 聖	東京都渋谷区恵比寿 1丁目19番15号	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象 者抽出のため	山手町2丁目 50名 春日町2～3丁目 50名 沼ノ端中央1～2丁目 50名
2	令和2年 5月28日	一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (委託者) 総務省統計局統計調査部 消費統計課長 小松 聖	東京都渋谷区恵比寿 1丁目19番15号	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象 者抽出のため	双葉町1～2丁目 50人
3	令和2年 9月23日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨	東京都港区東新橋 1丁目7番1号	日本世論調査会 世論調査の対象者抽出のため	第7、15及び32投票区 各12 人 計36人
4	令和2年 10月9日	一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久 (委託者) 総務省統計局統計調査部 消費統計課長 小松 聖	東京都渋谷区恵比寿 1丁目19番15号	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象 者抽出のため	泉町1～2丁目 50人 日の出町2丁目 50人
5	令和2年 11月10日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 湯本 浩司	東京都千代田区大手町 1丁目7番1号	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象を 抽出(転記)するため	第25投票区 45人
6	令和2年 11月10日	朝日新聞東京本社 世論調査部長 宮崎 太介	東京都中央区築地 5-3-2	世論調査の対象となる有権者を選ぶため。政治や選挙 などに関する有権者の意識を客観的に測定、分析して 報道し、もって公選法第一条に定めるところの民主政 治の健全な発達を期する。	第32投票区 18人
7	令和2年 11月17日	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役 鈴木 稲博 (委託者) 公益社団法人たばこ総合研究センター	東京都墨田区江東橋 4丁目26番5号	「嗜好品と社会的意識・地位に関する調査」(調査タイ トル「ライフスタイルと社会意識に関する調査」)の調 査対象者抽出のため	拓勇東町5丁目、有明町2丁 目、永福町1～2丁目、字丸 山、字美沢及び字勇弘の20～ 64歳の男女 24人

議案第 3 号

苫小牧市選挙事務取扱規程の一部改正について

苫小牧市選挙事務取扱規程（平成 3 年選挙管理委員会告示第 7 号）の一部を下記のとおり改正する。

令和 3 年 1 月 1 3 日

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小 松 靖 孝

記

苫小牧市選挙事務取扱規程の一部改正について

苫小牧市選挙事務取扱規程（平成 3 年選挙管理委員会告示第 7 号）の一部を次のとおり改正し、令和 3 年 1 月 1 3 日から施行する。

第 2 条中「第 1 条の 3 第 1 項（選挙権を有しない者に係る通知）」を「第 1 条の 3（選挙権を有しない者に係る通知）第 1 項」に改める。

第 5 条中「令第 1 4 条（登録日等の告示）第 2 項の規定による被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間」を「令第 1 4 条（登録日等の告示）第 1 項の規定による登録を行う日及び同条第 2 項の規定による基準日」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「第 2 9 条（通報及び閲覧等）第 2 項」を「第 2 9 条（通報及び調査の請求）第 2 項」に改める。

第 1 4 条の 5 の表第 7 条の項中「第 3 0 条の 8（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）第 1 項」を「第 3 0 条の 8（在外選挙人名簿の登録等に関する異議の申出）第 1 項」に改め、同表第 8 条の項中「第 3 0 条の 8（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）第 1 項」を「第 3 0 条の 8（在外選挙人名簿の登録等に関する異議の申出）第

2項」に改め、同表第12条第1項の項中「第29条（通報及び閲覧等）第2項」を「第29条（通報及び調査の請求）第2項」に改める。

第15条の2中「第34条の2（地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙期日の特例）第2項又は第4項」を「第34条の2（地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例）第2項又は第4項」に改める。

第42条第3項中「第48条（繰延投票の期日の通知）」を「第48条（繰延投票に関する通知）」に改め、「の期日の通知は」を「に関する通知は」に改める。

第42条の2第1項の表第18条の2の項中「第49条の9（期日前投票における投票録）」を「第49条の10（期日前投票における投票録）」に改める。

第49条の2第2項中「第65条の13（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）第3項」を「第65条の13（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）第4項」に改める。

第101条の4第1項中「（苫小牧市長の選挙における候補者に限る。）」を削る。

第102条第1項中「第110条の5（後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等）第3項」を「第110条の5（後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等）第4項」に改める。

第115条第2項中「第91条（公務員となった公職の候補者の取扱い）第1項若しくは第2項」を「第91条（公務員となった候補者の取扱い）第1項若しくは第2項」に改める。

第122条中「第117条（個人演説会等の開催の可否に関する管理者の通知）第1項」を「第117条（個人演説会等開催の可否に関する管理者の通知）第1項」に改める。

第128条の8中「第2条（定義）第3号」を「第2条（定義）第4号」に改める。

第 1 4 6 条第 1 項中「第 2 1 2 条（選挙人等の出願及び証言の請求）第 1 項」を「第 2 1 2 条（選挙人等の出頭及び証言の請求）第 1 項」に改める。

第 1 5 1 条中「並びに苫小牧市農業委員会委員」を削る。

新旧対照表 別紙のとおり

施行日 令和 3 年 1 月 1 3 日

苫小牧市選挙事務取扱規程(平成3年苫小牧市選挙管理委員会告示第7号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(選挙権を有しない者に係る通知)</p> <p>第2条 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「令」という。)</p> <p><u>第1条の3(選挙権を有しない者に係る通知)第1項の規定による選挙権を有しない者の通知は、第1号様式による。</u></p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(選挙時登録日等の告示)</p> <p>第5条 <u>令第14条(登録日等の告示)第1項の規定による登録を行う日及び同条第2項の規定による基準日</u>の告示は、第4号様式による。</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>(選挙人名簿の修正に関する調査請求処理簿の作成等)</p> <p>第12条 委員会は、第11号様式による調査請求処理簿を備え、<u>法第29条(通報及び調査の請求)第2項の規定による調査の請求についてとった措置を</u>記載するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条～第14条の4 (略)</p> <p>第14条の5 第7条、第8条及び第11条から第14条までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同</p>	<p>(選挙権を有しない者に係る通知)</p> <p>第2条 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「令」という。)</p> <p><u>第1条の3第1項(選挙権を有しない者に係る通知)</u>の規定による選挙権を有しない者の通知は、第1号様式による。</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(選挙時登録日等の告示)</p> <p>第5条 <u>令第14条(登録日等の告示)第2項の規定による被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間</u>の告示は、第4号様式による。</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>(選挙人名簿の修正に関する調査請求処理簿の作成等)</p> <p>第12条 委員会は、第11号様式による調査請求処理簿を備え、<u>法第29条(通報及び閲覧等)第2項</u>の規定による調査の請求についてとった措置を記載するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条～第14条の4 (略)</p> <p>第14条の5 第7条、第8条及び第11条から第14条までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同</p>

<p>表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>【別記 1 参照】</p> <p>(選挙期日の告示)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>第15条の2 <u>法第34条の2 (地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例) 第2項又は第4項の規定による選挙期日の告示は、第16号様式の2による。</u></p> <p>第 16 条～第 41 条 (略)</p> <p>(繰延投票の期日の告示及び通知)</p> <p>第 42 条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>令第 48 条 (繰延投票に関する通知) の規定による繰延投票に関する通知は、第 43 号様式による。</u></p> <p>(期日前投票における関係規定の適用等の特例)</p> <p>第42条の2 <u>法第48条の2 (期日前投票) 第1項の場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第16条の2、第16条の3、第27条第2項、第33条、第41条及び第42条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>【別記 1 参照】</p> <p>(選挙期日の告示)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>第15条の2 <u>法第34条の2 (地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙期日の特例) 第2項又は第4項</u> の規定による選挙期日の告示は、第16号様式の2による。</p> <p>第 16 条～第 41 条 (略)</p> <p>(繰延投票の期日の告示及び通知)</p> <p>第 42 条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>令第 48 条 (繰延投票の期日の通知) の規定による繰延投票の期日の通知は、第 43 号様式による。</u></p> <p>(期日前投票における関係規定の適用等の特例)</p> <p>第42条の2 <u>法第48条の2 (期日前投票) 第1項の場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第16条の2、第16条の3、第27条第2項、第33条、第41条及び第42条の規定は、適用しない。</u></p>
--	--

【別記 2 参照】

2 (略)

第 43 条～第 49 条 (略)

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第 49 条の 2 (略)

2 令第 65 条の 13 (在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例) 第 4 項の規定による期日前投票所の指定の告示は、第 46 号様式の 2 による。

第 49 条の 3～第 101 条の 3 (略)

(証紙の交付)

第 101 条の 4 証紙の交付を受けようとする公職の候補者 _____
_____ は、第 117 号様式の 4 による証紙交付票 (以下この章において「証紙交付票」という。) を委員会に提出しなければならない。

2～6 (略)

第 102 条 令第 110 条の 5 (後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等) 第 4 項の規定による委員会が交付する証票 (以下「証票」という。)
は、第 118 号様式による。

2 (略)

第 103 条～第 114 条 (略)

【別記 2 参照】

2 (略)

第 43 条～第 49 条 (略)

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第 49 条の 2 (略)

2 令第 65 条の 13 (在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例) 第 3 項の規定による期日前投票所の指定の告示は、第 46 号様式の 2 による。

第 49 条の 3～第 101 条の 3 (略)

(証紙の交付)

第 101 条の 4 証紙の交付を受けようとする公職の候補者 (苫小牧市長の選挙における候補者に限る。) は、第 117 号様式の 4 による証紙交付票 (以下この章において「証紙交付票」という。) を委員会に提出しなければならない。

2～6 (略)

第 102 条 令第 110 条の 5 (後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等) 第 3 項の規定による委員会が交付する証票 (以下「証票」という。)
は、第 118 号様式による。

2 (略)

第 103 条～第 114 条 (略)

(掲示場の管理)

第115条 (略)

2 委員会は、立候補の届出を却下され、又は死亡し、若しくは公職の候補者たることを辞した(法第91条(公務員となった候補者の取扱い)第1項若しくは第2項 _____又は法第103条(当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例)第4項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられ、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)ことにより公職の候補者でなくなった者のポスターが掲示場に掲示されていることを知ったときは、速やかにこれを撤去するものとする。

3 (略)

第116条～第121条 (略)

(個人演説会等の開催の可否に関する管理者の通知)

第122条 令第117条(個人演説会等開催の可否に関する管理者の通知)第1項 _____の規定による個人演説会等の開催の可否に関する通知は、第136号様式による。

第123条～第128条の7 (略)

(選挙運動用通常葉書の交付の手続)

第128条の8 公費負担条例第2条(定義)第4号の候補者は、公職選挙郵便規則(昭和25年郵政省令第4号)第2条の規定により、選挙運動用通常葉書の交付を受けようとする場合には、法第75条(選挙長及び選挙分会長)に規

(掲示場の管理)

第115条 (略)

2 委員会は、立候補の届出を却下され、又は死亡し、若しくは公職の候補者たることを辞した(法第91条(公務員となった公職の候補者の取扱い)第1項若しくは第2項又は法第103条(当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例)第4項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられ、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)ことにより公職の候補者でなくなった者のポスターが掲示場に掲示されていることを知ったときは、速やかにこれを撤去するものとする。

3 (略)

第116条～第121条 (略)

(個人演説会等の開催の可否に関する管理者の通知)

第122条 令第117条(個人演説会等の開催の可否に関する管理者の通知)第1項 _____の規定による個人演説会等の開催の可否に関する通知は、第136号様式による。

第123条～第128条の7 (略)

(選挙運動用通常葉書の交付の手続)

第128条の8 公費負担条例第2条(定義)第3号の候補者は、公職選挙郵便規則(昭和25年郵政省令第4号)第2条の規定により、選挙運動用通常葉書の交付を受けようとする場合には、法第75条(選挙長及び選挙分会長)に規

<p>定する選挙長の発行する選挙運動用通常葉書使用証明書（第142号様式の19）、選挙郵便物差出票（第142号様式の20）及び受領書（第142号様式の21）を、所轄の郵便局に提出しなければならない。</p> <p>第129条～第145条（略）</p> <p>（証人呼出状及び宣誓書）</p> <p>第146条 法第212条（選挙人等の出頭及び証言の請求）第1項の規定により委員会が選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めるときは、第159号様式による証人呼出状により行うものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第147条～第150条（略）</p> <p>（苫小牧市の選挙における不在者投票特別経費の基準）</p> <p>第151条 苫小牧市議会議員及び苫小牧市長_____の選挙において本市が負担する不在者投票特別経費（法第49条（不在者投票）第1項の規定により不在者投票管理者（市区町村の選挙管理委員会の委員長である不在者投票管理者を除く。）の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費をいう。）については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第13条の2（不在者投票特別経費）第1項の規定に準じて算定するものとする。</p>	<p>定する選挙長の発行する選挙運動用通常葉書使用証明書（第142号様式の19）、選挙郵便物差出票（第142号様式の20）及び受領書（第142号様式の21）を、所轄の郵便局に提出しなければならない。</p> <p>第129条～第145条（略）</p> <p>（証人呼出状及び宣誓書）</p> <p>第146条 法第212条（選挙人等の出願及び証言の請求）第1項の規定により委員会が選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めるときは、第159号様式による証人呼出状により行うものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第147条～第150条（略）</p> <p>（苫小牧市の選挙における不在者投票特別経費の基準）</p> <p>第151条 苫小牧市議会議員及び苫小牧市長並びに苫小牧市農業委員会委員の選挙において本市が負担する不在者投票特別経費（法第49条（不在者投票）第1項の規定により不在者投票管理者（市区町村の選挙管理委員会の委員長である不在者投票管理者を除く。）の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費をいう。）については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第13条の2（不在者投票特別経費）第1項の規定に準じて算定するものとする。</p>
---	--

【別記1】

改正後

第7条	第24条（異議の申出）第1項	第30条の8（在外選挙人名簿の登録等に関する異議の申出）第1項において準用する法第24条（異議の申出）第1項
	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第8条	第24条（異議の申出）第2項	第30条の8（在外選挙人名簿の登録等に関する異議の申出）第2項において準用する法第24条（異議の申出）第2項
第11条第1項	第28条の2（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）第1項又は法第28条の3（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）第1項	第30条の12（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）において準用する法第28条の2（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）第1項又は法第28条の3（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）第1項
	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第11条第2項	第28条の2第2項第3号	第30条の12において準用する法第28条の2第2項第3号
	選挙人名簿	在外選挙人名簿
	第28条の2第2項第2号	第30条の12において準用する法第28条の2第2項第2号
第11条第3項	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第11条第4項	選挙人名簿	在外選挙人名簿
	第28条の2第2項第1号	第30条の12において準用する法第28条の2第2項第1号
第11条第5項	第28条の4（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）第7項	第30条の12において準用する法第28条の4（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）第7項
	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第12条第1項	第29条（通報及び調査の請求）第2項	第30条の13（在外選挙人名簿の修正等に関する通知等）第2項において準用する法第29条（通報及び調査の請求）第2項
第12条第2項	第29条第2項	第30条の13第2項において準用する法第29条第2項
第13条	第19条（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）第3項	第23条の16（在外選挙人名簿の移送又は引継ぎ等）第1項において準用する令第19条（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）第3項
	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第14条	第21条（選挙人名簿の再調製）第1項	第23条の16（在外選挙人名簿の移送又は引継ぎ等）第1項において準用する令第21条（選挙人名簿の再調製）第1項
	選挙人名簿再調製	在外選挙人名簿再調製

改正前

第7条	第24条（異議の申出）第1項	第30条の8（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）第1項において準用する法第24条（異議の申出）第1項
	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第8条	第24条（異議の申出）第2項	第30条の8（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）第1項において準用する法第24条（異議の申出）第2項
第11条第1項	第28条の2（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）第1項又は法第28条の3（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）第1項	第30条の12（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）において準用する法第28条の2（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）第1項又は法第28条の3（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）第1項
	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第11条第2項	第28条の2第2項第3号	第30条の12において準用する法第28条の2第2項第3号
	選挙人名簿	在外選挙人名簿
	第28条の2第2項第2号	第30条の12において準用する法第28条の2第2項第2号
第11条第3項	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第11条第4項	選挙人名簿	在外選挙人名簿
	第28条の2第2項第1号	第30条の12において準用する法第28条の2第2項第1号
第11条第5項	第28条の4（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）第7項	第30条の12において準用する法第28条の4（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）第7項
	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第12条第1項	第29条（通報及び閲覧等）第2項	第30条の13（在外選挙人名簿の修正等に関する通知等）第2項において準用する法第29条（通報及び閲覧等）第2項
第12条第2項	第29条第2項	第30条の13第2項において準用する法第29条第2項
第13条	第19条（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）第3項	第23条の16（在外選挙人名簿の移送又は引継ぎ等）第1項において準用する令第19条（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）第3項
	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第14条	第21条（選挙人名簿の再調製）第1項	第23条の16（在外選挙人名簿の移送又は引継ぎ等）第1項において準用する令第21条（選挙人名簿の再調製）第1項
	選挙人名簿再調製	在外選挙人名簿再調製

【別記2】

改正後

第16条	第25条	第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第25条
	氏名	氏名並びにその者が職務を行うべき日
第17条第1項	第38条（投票立会人）第1項	第48条の2（期日前投票）第5項の規定により読み替えて適用される法第38条（投票立会人）第1項
第17条第2項	第38条第1項	第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される法第38条第1項
第18条	第27条	第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第27条
第18条の2	法第54条（投票録の作成）	令第49条の10（期日前投票における投票録）
第23条第1項	投票所	期日前投票所
第25条	第34条	第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第34条
第28条第1項	投票所	期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所
第34条	投票区	期日前投票所
第35条	第43条	第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第43条
	投票区名、かぎの区分並びにそれぞれこれを保管すべき	期日前投票所名、かぎの区分並びにそれぞれこれを封印した
第36条	投票終了後	期日前投票所を設ける期間の各日において投票終了後
第37条	投票管理者は、法第55条（投票箱等の送致）の規定により	法第48条の2（期日前投票）第5項の規定により読み替えて適用される法第55条（投票箱等の送致）の規定により、投票管理者が投票箱等を委員会に送致し、又は委員会が当該
第39条	投票所	期日前投票所

改正前

第16条	第25条	第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第25条
	氏名	氏名並びにその者が職務を行うべき日
第17条第1項	第38条（投票立会人）第1項	第48条の2（期日前投票）第5項の規定により読み替えて適用される法第38条（投票立会人）第1項
第17条第2項	第38条第1項	第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される法第38条第1項
第18条	第27条	第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第27条
第18条の2	法第54条（投票録の作成）	令第49条の9（期日前投票における投票録）
第23条第1項	投票所	期日前投票所
第25条	第34条	第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第34条
第28条第1項	投票所	期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所
第34条	投票区	期日前投票所
第35条	第43条	第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第43条
	投票区名、かぎの区分並びにそれぞれこれを保管すべき	期日前投票所名、かぎの区分並びにそれぞれこれを封印した
第36条	投票終了後	期日前投票所を設ける期間の各日において投票終了後
第37条	投票管理者は、法第55条（投票箱等の送致）の規定により	法第48条の2（期日前投票）第5項の規定により読み替えて適用される法第55条（投票箱等の送致）の規定により、投票管理者が投票箱等を委員会に送致し、又は委員会が当該
第39条	投票所	期日前投票所

議案第4号

苫小牧市記号式投票実施条例施行規程の一部改正について

苫小牧市記号式投票実施条例施行規程（昭和50年選挙管理委員会告示第19号）の一部を下記のとおり改正する。

令和3年1月13日

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松靖孝

記

苫小牧市記号式投票実施条例施行規程の一部改正について

苫小牧市記号式投票実施条例施行規程（昭和50年選挙管理委員会告示第19号）の一部を次のように改正し、令和3年1月13日から施行する。

第3条中「第49条の4第2項ただし書」を「第49条の4第3項ただし書」に改める。

新旧対照表 別紙のとおり

施行日 令和3年1月13日

苫小牧市記号式投票実施条例施行規程（昭和50年選挙管理委員会告示第19号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（くじを改めて行わない場合における投票用紙の印刷）</p> <p>第3条 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）<u>第49条の4第3項ただし書</u>の規定によりくじを改めて行わない場合において投票用紙を調製しようとするときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされた法第86条の4第6項又は第7項に規定する事由に係る候補者の部分を除いて投票用紙を印刷するものとする。</p>	<p>（くじを改めて行わない場合における投票用紙の印刷）</p> <p>第3条 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）<u>第49条の4第2項ただし書</u>の規定によりくじを改めて行わない場合において投票用紙を調製しようとするときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされた法第86条の4第6項又は第7項に規定する事由に係る候補者の部分を除いて投票用紙を印刷するものとする。</p>